射水市営駐車場指定管理者候補者選定委員会の審査結果について

1　施設の名称・所在地・収容台数

⑴　小杉駅前広場駐車場（2 時間無料駐車場）
　　所在地　　射水市三ケ字中吉原 4020 番地 1
　　収容可能台数　13 台

⑵　小杉駅東駐車場（月極駐車場）
　　所在地　　射水市三ケ字中吉原 3925 番地 4
　　収容可能台数　45 台

⑶　太閤山 10 丁目駐車場（月極駐車場）
　　所在地　　射水市太閤山 10 丁目 12 番地 1
　　収容可能台数　40 台

⑷　太閤山 5・6 丁目駐車場（月極駐車場）
　　所在地　　射水市太閤山 5 丁目 67 番地
　　収容可能台数　58 台

⑸　大門中町駐車場（月極駐車場）
　　所在地　　射水市二口 2935 番地
　　収容可能台数　11 台

⑹　越中大門駅前広場駐車場（月極駐車場）
　　所在地　　射水市北野 1446 番地 9
　　収容可能台数　25 台

⑺　大島駐車場（月極駐車場）
　　所在地　　射水市小島 724 番地
　　収容可能台数　14 台

2　指定管理者の募集概要

⑴　指定管理者が実施する主な業務
　ア　駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
　イ　駐車場の使用許可に関する業務
　ウ　駐車場の利用料金の徴収に関する業務
　エ　その他駐車場管理に関して必要と認める業務

⑵　指定期間
　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで（３年）

⑶　申請者数
　２者

3　審査結果

⑴　≪審査基準≫

審　査　基　準	審査の視点	判　定
1　市民の平等な利用の確保（条例第 4 条第 1 号）	市民の平等な利用が確保される内容になっているか。	平等利用が確保されない場合は選定しません

2　公の施設の効用の最大限の発揮 （条例第 4 条第 2 号）	【施設設置目的の達成】 a　施設の設置目的を認識し、運営方針が施設の設置目的に合致しているか。 b　施設の維持管理業務及び安全管理は適切に実施できる内容となっているか。	50 点
	【サービスの向上】 a　利用者のニーズを把握し、改善に結びつける方策がとられているか。 b　管理運営全般について定期的に自己評価し、改善に結びつける方策がとられているか。	
	【利用者の増加】 a　施設利用を促進させる方策（営業・広報活動等）が提案されているか。	
	【地域活性化の取組】 a　市内在住者の雇用や市内事業者の活用など、地域資源を活用する提案があるか。	
3　管理運営経費の縮減等 （条例第 4 条第 2 号）	【管理運営に係る収支の内容と的確性】 a　収支計画の内容は妥当か。 b　納付金の提案額 c　施設の管理運営にかかる経費が明確な積算根拠を基に適正に見込まれているか。 d　経費削減のための具体的かつ実現可能な提案がなされ、健全な運営が確保されているか。	20 点
4　公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成 （条例第 4 条第 3 号）	【安定した基礎能力】 a　団体の経営状況に問題はないか。また、施設管理運営の経験があるか。 b　指定管理業務を安定的かつ確実に行うための経理的基礎を有しているか。	30 点
	【安定した人的管理能力】 a　職員の資質・能力向上を図るための研修、体制が図られているか。	
	【適切な管理体制】 a　緊急時、災害時等の危機管理体制は適切か。 b　個人情報の保護について、その重要性を認識し、対策を講じているか。	
	合　　計	100 点

⑵　結果概要

審査項目 / 申請者	1 市民の平等な利用の確保	2 公の施設の効用の最大限の発揮 （２５０点）	3 管理運営経費の縮減 （１００点）	4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成（１５０点）	合　計 （５００点）
[redacted]	確保されている	１７０	７２	１４１	３８３
テクノトラスト株式会社	確保されている	１８８	７３	１３０	３９１

指定管理者候補者：テクノトラスト株式会社

（備考）　本市営駐車場の適切な管理が見込まれることに加え、災害等の緊急事態に備えた自動販売機の設置やカーシェアリング等の付加サービスを行うことによるまちの新たな魅力を創造する提案がされる等、市民サービスや行財政運営の向上、本市営駐車場の効率的な管理運営が期待できると判断した。

※　委員５人の採点の合計で、合計欄の最高は５００点となります。

※　審査基準に基づいた得点の合計点が満点の６割（３００点）に達していない場合は、基準に満たなかったと判断し、選定しません。